年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 15万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の全ての申立期間の標準賞与額の記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月29日

② 平成16年11月30日

③ 平成17年7月20日

④ 平成 18 年 11 月 30 日

ねんきん定期便を確認したところ、私がA社に勤務していた期間のうち、全ての申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額と比較して低い額で記録されていることに納得できない。

実際に支給された賞与額に見合った標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の全ての申立期間における標準賞与額は、 平成 15 年 11 月 29 日、16 年 11 月 30 日及び 17 年 7 月 20 日は 12 万 1,000 円、 18 年 11 月 30 日は 12 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴 収権が時効により消滅した後の 22 年 11 月 24 日付けで 15 万円に訂正された ところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とな る標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかしながら、A社が保管している賃金台帳の記録から、申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月24日に、事業主が申立期間当時に誤った賞与支給額を記載していたとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の全ての申立期間の標準賞与額の記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月29日

② 平成16年11月30日

③ 平成17年7月20日

④ 平成 18 年 11 月 30 日

ねんきん定期便を確認したところ、私がA社に勤務していた期間のうち、全ての申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額と比較して低い額で記録されていることに納得できない。

実際に支給された賞与額に見合った標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の全ての申立期間における標準賞与額は、 平成 15 年 11 月 29 日及び 16 年 11 月 30 日は 12 万 1,000 円、17 年 7 月 20 日 及び 18 年 11 月 30 日は 12 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料 の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 11 月 24 日付けで全ての申立期間に ついて 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定によ り、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかしながら、A社が保管している賃金台帳の記録から、申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月24日に、事業主が申立期間当時に誤った賞与支給額を記載していたとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果平成 15 年 11 月 29 日及び 16 年 11 月 30 日は 30 万円、17 年 7 月 20 日は 20 万円、18 年 11 月 30 日は 30 万円、19 年 7 月 20 日は 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の全ての申立期間の標準賞与額の記録を 15 年 11 月 29 日及び 16 年 11 月 30 日は 30 万円、17 年 7 月 20 日は 20 万円、18 年 11 月 30 日は 30 万円、19 年 7 月 20 日は 20 万円、18 年 11 月 30 日は 30 万円、19 年 7 月 20 日は 20 万円、18 年 11 月 30 日は 30 万円、19 年 7 月 20 日は 20 万円、18 年 11 月 30 日は 30 万円、19 年 7 月 20 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月29日

② 平成16年11月30日

③ 平成17年7月20日

④ 平成18年11月30日

⑤ 平成19年7月20日

ねんきん定期便を確認したところ、私がA社に勤務していた期間のうち、全ての申立期間の標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額と比較して低い額で記録されていることに納得できない。

実際に支給された賞与額に見合った標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の全ての申立期間における標準賞与額は、

平成 15 年 11 月 29 日及び 16 年 11 月 30 日は 24 万 7,000 円、17 年 7 月 20 日は 16 万 8,000 円、18 年 11 月 30 日は 24 万 6,000 円、19 年 7 月 20 日は 16 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 11 月 24 日付けで全ての申立期間について 15 年 11 月 29 日及び 16 年 11 月 30 日は 30 万円、17 年 7 月 20 日は 20 万円、18 年 11 月 30 日は 30 万円、19 年 7 月 20 日は 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかしながら、A社が保管している賃金台帳の記録から、申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額(平成 15 年 11 月 29 日及び16年11月30日は30万円、17年7月20日は20万円、18年11月30日は30万円、19年7月20日は20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月24日に事業主が申立期間当時に誤った賞与支給額を記載していたとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月28日から39年10月2日まで 私は、昭和36年にA社を退職した後、B社に数年間勤務したが、同社に おける厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した後、B社に数年間勤務したと主張しているが、 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚 生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び申立人が記憶する同僚から は申立人の勤務実態を確認することのできる供述を得ることができず、申立 人の同社における勤務期間を特定することができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないところ、健康保険被保険者整理番号に欠番はなく、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、事業所番号等索引簿によればB社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も居所不明であることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。